

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和 60 年 12 月 24 日

条 例 第 4 1 号

改正 平成 8 年 12 月 19 日条例第 33 号
平成 16 年 12 月 17 日条例第 66 号
平成 17 年 12 月 16 日条例第 89 号
平成 21 年 12 月 18 日条例第 62 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号
平成 24 年 6 月 27 日条例第 30 号
令和 2 年 4 月 1 日条例第 42 号
令和 6 年 1 月 1 日条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業 法第 2 条第 3 号に規定する作業を行う事業をいう。
- (3) 浄化槽保守点検業者 次条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (4) 浄化槽管理士 法第 2 条第 11 号に規定する浄化槽管理士をいう。
- (5) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

(登録)

第 3 条 市内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、3 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 4 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者の第 10 条第 4 項に規定する研修の受講状況
- 2 前項の申請書には、申請者が第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第 5 条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

- 第 6 条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 法又はこの条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
 - (2) 第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から 2 年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者であつて法人であるものが第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前 30 日以内にその法人の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの
 - (4) 第 13 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
 - (5) 役員等(申請者である法人の役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が佐世保市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 第 10 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項に規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

- 第 7 条** 浄化槽保守点検業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

- 第 8 条** 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、その日(第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を市長

に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人を代表する役員

(登録の抹消)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- (1) 前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)
- (2) 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合
- (3) 第 6 条第 1 項の規定により更新の登録の拒否をした場合
- (4) 第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消した場合

(営業所の設置等)

第 10 条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 前項の場合において浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士であるときは、その者が自ら主として業務に従事する営業所についてはその者がその営業所におかれる専任の浄化槽管理士とみなす。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 営業所に置かれる浄化槽管理士は、第 3 条第 1 項の登録の日(同条第 3 項の規定によりその更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日)の 3 年前の日以後に、浄化槽管理士免状を取得し、又は前項の研修のうち規則で定めるものを受講した者でなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 6 浄化槽保守点検業者は、第 1 項、第 4 項又は第 5 項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2 週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を取らなければならない。

(業務の実施等)

第 11 条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを営業所に置かれる浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らがを行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽の清掃その他浄化槽の正常な機能を維持するための措置が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者(浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては、委託を受けている法第 2 条第 9 号の浄化槽清掃業者を含む。)に対し、保守点検票によりその旨を告知しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前項の告知をしたときは、市長に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、告知の内容が規則で定めるものについては、この限りではない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

(業務記録の保存)

第 12 条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、登録の取消し等)

第 13 条 市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第10条第6項の規定に違反して措置を取らなかつたとき。

(5) 第11条第2項の規定に違反して告知をしなかつたとき。

(6) 前項の指示に従わないとき。

3 市長は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の主たる事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第2項の規定による命令に違反した者

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第6項の規定に違反して措置をとらなかつた者

(2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 17 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 15 条又は第 16 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(佐世保市手数料条例の一部改正)

2 佐世保市手数料条例(昭和 22 年告示第 123 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

3 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 49 年条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

4 吉井町及び世知原町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 60 年長崎県条例第 34 号。以下「長崎県条例」という。)の規定により編入前の吉井町又は世知原町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 編入日前に吉井町又は世知原町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

6 宇久町及び小佐々町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県条例の規定により編入前の宇久町又は小佐々町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 編入日前に宇久町又は小佐々町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

8 江迎町及び鹿町町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県条例の規定により編入前の江迎町又は鹿町町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 編入日前に江迎町又は鹿町町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

附 則(平成 8 年 12 月 19 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 66 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 89 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 18 日条例第 62 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(次項において「新条例」という。)第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以降になされた登録の申請について適用し、同日前になされた登録の申請については、なお従前の例による。

3 新条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の際現に改正前の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録を受けている者についても、適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条第 4 項の規定(研修の受講に関する部分に限る。)は、令和 5 年 4 月 1 日以後に登録(その更新を含む。)を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。